

○警備業事務取扱規程

平成 30 年 3 月 27 日

本部訓令第 21 号

〔沿革〕 令和 2 年 3 月本部訓令第 12 号、8 月第 29 号、3 年 9 月第 25 号、第 26 号、6 年 3 月第 16 号改正、8 年 2 月第 5 号改正

警備業事務取扱規程を次のように定める。

警備業事務取扱規程

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 認定等（第 3 条—第 6 条）

第 3 章 講習等（第 7 条—第 11 条）

第 4 章 検定等（第 12 条—第 15 条）

第 5 章 行政処分（第 16 条—第 22 条）

第 6 章 雑則（第 23 条—第 27 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する警備業（以下「警備業」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第 2 条 警備業に関する事務の取扱いについては、法、警備業法施行令（昭和 57 年政令第 308 号）、警備業法施行規則（昭和 58 年総理府令第 1 号。以下「府令」という。）、警備業の要件に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「要件規則」という。）、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）、警備員教育を行う者等を定める規程（平成 8 年国家公安委員会告示第 21 号）、警備業者及び警備員に対する護身用具の携帯の禁止又は制限に関する規則（昭和 47 年兵庫県公安委員会規則第 10 号）及び機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和 58 年兵庫県公安委員会規則第 1 号。以下「即応体制基準規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 2 章 認定等

（認定）

第 3 条 警察署長は、法第 5 条第 1 項の規定による府令第 3 条第 1 項の認定申請書及びその添付書類（以下「認定申請書等」という。）を受理したときは、許可等事務に係る管理及び運用規程（平成 30 年兵庫県警察本部訓令第 13 号。以下「管理運用規程」という。）第 10 条第 1

項第4号の許可等申請送付書に当該認定申請書等を添えて、生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）に送付するものとする。

- 2 保安課長は、前項の規定による送付を受けたときは、所要の調査を行った後、認定又は不認定の意見を付して、生活安全部長に上申するものとする。
- 3 生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）は、生活安全部長が認定をしたときは、速やかに第1項において認定申請書等を受理した警察署長に管理運用規程第10条第1項第4号の審査結果通知書及び認定申請書等を送付し、認定の番号等を通知しなければならない。
- 4 警察署長は、前項の通知を受けたときは、速やかに申請者に当該認定の番号等を通知するものとする。

第4条 削除

（認定証の更新）

第5条 法第7条の規定による認定の有効期間の更新の申請については、第3条の規定に準じて処理するものとする。この場合において、「認定申請書」とあるのは「認定更新申請書」と、「認定申請書等」とあるのは「認定更新申請書等」と、「認定又は不認定」とあるのは「更新又は不更新」と、「認定をしたとき」とあるのは「認定の更新の決定をしたとき」と読み替えるものとする。

（営業所の届出等）

第6条 警察署長は、法第9条の規定による府令第11条第1項の営業所設置等届出書、法第10条第1項の規定による府令第15条第1項の警備業廃止届出書、法第11条第1項の規定（法第11条第3項、法第16条第3項及び法第17条第2項において準用する場合を含む。）による府令第17条第1項の法第11条第1項変更届出書、府令第21条第1項の法第11条第3項変更届出書又は都道府県内廃止届出書、府令第32条第1項の服装・護身用具変更届出書、法第12条第1項又は第2項の規定による届出書、法第16条第2項の規定（法第17条第2項において準用する場合を含む。）による府令第28条第1項の服装届出書又は護身用具届出書、法第40条の規定による府令第53条第1項の機械警備業務開始届出書、法第41条の規定による府令第56条第1項の都道府県内廃止届出書又は機械警備業務変更届出書及びそれらの添付書類（以下「届出書等」という。）を受理したときは、速やかに所要の調査を行った後、当該届出書等の写しに係る書類を添えて、保安課長に送付しなければならない。

- 2 前項の届出書を受理した警察署長は、その届出に係る警備業者が、県内に2以上の営業所を有するときは、当該警察署の管轄区域にある営業所以外の営業所の所在地を管轄する警察署の長に、関係事項について通知するものとする。

第3章 講習等

（講習等）

第7条 警察署長は、法第22条第2項第1号の規定による講習規則第4条（同規則第13条において準用する場合を含む。）の警備員指導教育責任者講習・機械警備業務管理者講習受講申込書及びその添付書類（以下「講習受講申込書等」という。）を受理するときは、講習規則第2条（同規則第13条において準用する場合を含む。）に基づき保安課長が公示した内容に沿うものであるか否かを確認した上、その内容を保安課長に報告しなければならない。この場合において、警察署長は、当該講習受講申込書等を保安課長に送付するものとする。

- 2 保安課長は、法第22条第8項の規定による現任指導教育責任者講習の実施に当たっては、対象となる警備員指導教育責任者が所属する営業所に対して、当該営業所の所在地を管轄する警察署の長を通じて通知するものとする。
- 3 警察署長は、前項の規定による通知をしたときは、現任指導教育責任者講習通知書受領書を徴し、保安課長に送付しなければならない。
(講習修了証明書の再交付)

第8条 警察署長は、講習規則第7条第2項(同規則第12条第2項において準用する場合を含む。)の警備員指導教育責任者講習・機械警備業務管理者講習修了証明書再交付申請書(以下「講習修了証明書再交付申請書」という。)を受理した場合において、再交付することに支障がないと認めるときは、速やかに管理運用規程第10条第1項第4号の許可証等作成依頼書に当該講習修了証明書再交付申請書を添えて保安課長に送付し、再交付に係る講習修了証明書の作成を依頼するものとする。

- 2 保安課長は、前項の送付を受けたときは、速やかに再交付に係る講習修了証明書を作成し、管理運用規程第10条第1項第4号の許可証等送付書に当該講習修了証明書及び講習修了証明書再交付申請書を添えて、第1項において講習修了証明書再交付申請書を受理した警察署長に送付しなければならない。
- 3 警察署長は、前項の送付を受けたときは、速やかに当該申請者に再交付に係る講習修了証明書を交付するものとする。
(指導教育責任者の兼任の承認)

第9条 警察署長は、府令第39条第3項の規定による警備員指導教育責任者の選任免除の承認の申出を受けたときは、速やかにその申出の内容を保安課長に報告し、同項に定める事項を満たしているか否かについて調査を行った後、警備員指導教育責任者選任免除承認上申書に關係書類を添えて、選任免除の可否に関する意見を付して生活安全部長に上申(生活安全部保安課(以下「保安課」という。)経由。以下同じ。)をするものとする。

- 2 生活安全部長は前項の上申を受けたときは、当該兼任に係る営業所の位置、警備員数その他の事項を勘案の上、その可否を決定し、前項において当該申出を受けた警察署長に、その結果を示達しなければならない。
- 3 警察署長は、前項の示達を受けたときは、その示達の内容を口頭により、速やかに申出者に通知するものとする。
(警備員指導教育責任者資格者証の交付申請等)

第10条 警察署長は、法第22条第2項の規定による府令第42条第1項(府令第63条において準用する場合を含む。)の警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者資格者証交付申請書及びその添付書類(以下「資格者証交付申請書等」という。)を受理したときは、許可等申請送付書に当該資格者証交付申請書等を添えて、保安課長に送付するものとする。

- 2 保安課長は、前項の規定による送付を受けたときは、所要の調査を行った後、当該資格者証の交付又は不交付の意見を付して、生活安全部長に上申をするものとする。
- 3 保安課長は、生活安全部長が資格者の認定をしたときは、速やかに府令第41条の警備員指導教育責任者資格者証又は府令第62条の機械警備業務管理者資格者証(以下「資格者証」という。)を作成し、審査結果通知書に当該資格者証及び資格者証交付申請書等を添えて、第1項において資格者証交付申請書等を受理した警察署長に送付しなければならない。

4 警察署長は、前項の送付を受けたときは、速やかに申請者に資格者証を交付するものとする。

(資格者証書換え及び再交付)

第11条 警察署長は、法第22条第5項の規定による府令第43条第1項（府令第63条において準用する場合を含む。）の警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者資格者証書換え申請書又は法第22条第6項の規定による府令第43条第3項（府令第63条において準用する場合を含む。）の警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者資格者証再交付申請書及びその添付書類（以下「資格者証書換え申請書等」という。）を受理した場合において、資格者証の書換え又は再交付をすることに支障がないと認めるときは、速やかに許可証等作成依頼書に当該資格者証書換え申請書等を添えて保安課長に送付し、書換え又は再交付に係る資格者証の作成を依頼するものとする。

2 保安課長は、前項の送付を受けたときは、速やかに書換え又は再交付に係る資格者証を作成し、許可証等送付書に当該資格者証及び資格者証書換え申請書等を添えて、前項において資格者証書換え申請書等を受理した警察署長に送付しなければならない。

3 警察署長は、前項の送付を受けたときは、速やかに当該申請者に書換え又は再交付に係る資格者証を交付するものとする。この場合において、当該申請者が現に資格者証を有するときは、警察署長は、当該申請者が現に有する資格者証と引換えに書換え又は再交付に係る資格者証を交付するものとする。

第4章 検定等

(検定及び審査)

第12条 警察署長は、法第23条第1項の規定による検定規則第9条第1項の検定申請書及びその添付書類（以下「検定申請書等」という。）を受理するときは、検定規則第7条に基づき保安課長が公示した内容に沿うものであるか否かを確認した上、その内容を保安課長に報告しなければならない。この場合において、警察署長は、当該検定申請書等の写しを保安課長に送付するものとする。

2 警察署長は、検定規則附則第10条の審査申請書及びその添付書類（以下「審査申請書等」という。）を受理するときは、当該申請に係る審査申請者が検定規則附則第7条第2項各号のいずれにも該当しないときは、当該申請の内容が検定規則附則第9条に基づき保安課長が公示した内容に沿うものであるか否かを確認した上、その内容を保安課長に報告しなければならない。この場合において、警察署長は、速やかに当該審査申請書等の写しを保安課長に送付するものとする。

3 警察署長は、審査申請書等を受理する場合において、当該申請に係る審査申請者が検定規則附則第7条第2項各号のいずれかに該当するときは、その内容を保安課長に報告しなければならない。この場合において、警察署長は、速やかに当該審査申請書等を保安課長に送付するものとする。

(成績証明書の書換え及び再交付)

第13条 警察署長は、検定規則第12条第1項の成績証明書書換え申請書又は検定規則第12条第2項の成績証明書再交付申請書（以下「成績証明書書換え申請書等」という。）を受理した場合において、書換え又は再交付をすることに支障がないと認めるときは、速やかに許可証

等作成依頼書に当該成績証明書書換え申請書等を添えて保安課長に送付し、書換え又は再交付に係る検定規則第11条の成績証明書の作成を依頼するものとする。

2 保安課長は、前項の送付を受けたときは、速やかに書換え又は再交付に係る成績証明書を作成し、許可証等送付書に当該成績証明書及び成績証明書書換え申請書等を添えて、前項において成績証明書書換え申請書等を受理した警察署長に送付しなければならない。

3 警察署長は、前項の送付を受けたときは、速やかに申請者に書換え又は再交付に係る成績証明書を交付するものとする。この場合において、当該申請者が現に成績証明書を有するときは、警察署長は、当該申請者が現に有する成績証明書と引換えに再交付又は書換えに係る成績証明書を交付するものとする。

(合格証明書の交付申請等)

第14条 警察署長は、法第23条第4項の規定による検定規則第14条第1項の合格証明書交付申請書及びその添付書類（以下「合格証明書交付申請書等」という。）を受理したときは、速やかに許可等申請送付書に当該合格証明書交付申請書等を添えて、保安課長に送付するものとする。

2 保安課長は、前項の規定による送付を受けた場合において、所要の調査を行った後、検定合格者の認定を決定したときは、速やかに検定規則第13条の合格証明書を作成し、審査結果通知書に当該合格証明書及び合格証明書交付申請書等を添えて、前項において合格証明書交付申請書等を受理した警察署長に送付しなければならない。

3 警察署長は、前項の送付を受けたときは、速やかに申請者に合格証明書を交付するものとする。

(合格証明書の書換え及び再交付)

第15条 警察署長は、法第23条第5項により準用する法第22条の規定による検定規則第15条第1項の合格証明書書換え申請書又は検定規則第15条第3項の合格証明書再交付申請書及びその添付書類（以下「合格証明書書換え申請書等」という。）を受理した場合において、書換え又は再交付をすることに支障がないと認めるときは、速やかに許可証等作成依頼書に当該合格証明書書換え申請書等を添えて保安課長に送付し、書換え又は再交付に係る合格証明書の作成を依頼するものとする。

2 保安課長は、前項の送付を受けたときは、速やかに書換え又は再交付に係る合格証明書を作成し、許可証等送付書に当該合格証明書及び合格証明書書換え申請書等を添えて、前項において合格証明書書換え申請書等を受理した警察署長に送付しなければならない。

3 警察署長は、前項の送付を受けたときは、速やかに申請者に書換え又は再交付に係る合格証明書を交付するものとする。この場合において、当該申請者が現に合格証明書を有するときは、警察署長は、当該申請者が現に有する合格証明書と引換えに書換え又は再交付に係る合格証明書を交付するものとする。

第5章 行政処分

(報告又は資料の提供)

第16条 保安課長又は警察署長（以下「保安課長等」という。）は、法第46条に規定する報告又は資料の提出の要求をするときは、対象とする警備業者に報告等要求書を交付するものとする。

(立入検査)

第17条 保安課長等は、法第47条第1項の規定による立入り又は検査（以下「立入検査」という。）を適正かつ効果的に行うため、立入検査に関する知識及び経験を有する警察職員を立入検査を担当する職員（以下「立入実施者」という。）に指定するものとする。

2 立入検査は、立入実施者が警部補以上の幹部の指揮を受け、原則として、複数で行うものとする。ただし、生活安全課長等（保安課の許可等事務を所掌する課長補佐（以下「保安課補佐」という。）又は警察署の許可等事務を所掌する生活安全課長、生活安全第一課長、生活安全第二課長若しくは刑事生活安全課長をいう。以下同じ。）の承認を得たときは、単独で行うことができる。

3 立入実施者は、立入検査を行ったときは、速やかに、その結果を所属する所属の長及び保安課長に報告しなければならない。

4 保安課長等は、第1項の規定により指定した立入実施者に係る府令第70条の身分証明書を、生活安全課長等を通じて立入実施者に交付するものとする。

5 生活安全課長等は、自所属の立入実施者に係る身分証明書の管理責任を負うものとし、立入実施者に異動等があったときは、速やかに身分証明書を回収した上、保安課長等に返納するものとする。

6 保安課長等は、前2項の規定により身分証明書の交付をし、又は返納を受けたときは、生活安全部長が定める様式の身分証明書管理簿に所要の事項を記載し、その状況を明らかにしておくものとする。

（指示）

第18条 保安課長等は、法第48条の規定による指示（以下「指示」という。）をする必要があると認めるときは、速やかに当該指示の処分を必要とする理由を疎明する資料を作成し、生活安全部長に上申をしなければならない。

（認定の取消し等の処分）

第19条 保安課長等は、法第8条の認定の取消し、法第22条第7項の資格者証の返納命令（法第42条第3項において準用する場合を含む。）、法第23条第5項において準用する法第22条第7項の合格証明書の返納命令、法第49条第1項の営業停止命令又は第49条第2項の営業廃止命令の規定による処分を行う必要があると認めるときは、速やかに当該処分を必要とする理由を疎明する資料を作成し、処分の意見を付して本部長に上申（保安課経由）をしなければならない。

（不認定及び不更新の手続）

第20条 生活安全部長は、第3条第2項の規定による上申（第5条において準用する場合を含む。）を受けた場合において、所要の調査を行った結果、法第3条各号のいずれかに該当すると認めるときは、不認定又は不更新とする意見を付して、本部長に上申しなければならない。

2 保安課長は、兵庫県公安委員会が不認定又は不更新の決定をしたときは、速やかに不認定・認定不更新通知書を作成し、第3条第1項において認定申請書等を受理した警察署長に送付しなければならない。

3 警察署長は、前項の送付を受けたときは、速やかに申請者に不認定・認定不更新通知書を交付して、これを通知するものとする。

4 警察署長は、前項の通知を行ったときは、申請者から受領事実を明らかにする書面を徴するものとする。

(資格者証不交付の手續)

第21条 生活安全部長は、第10条第2項の規定による上申を受けた場合において、所要の調査を行った結果、資格者証を交付することに支障があると認めるときは、資格者証を交付しない旨の意見を付して、本部長に上申しなければならない。

2 保安課長は、兵庫県公安委員会が資格者証を交付しないことを決定したときは、速やかに資格者証不交付通知書を作成し、第10条第1項において資格者証交付申請書等を受理した警察署長に送付しなければならない。

3 警察署長は、前項の送付を受けたときは、速やかに申請者に資格者証不交付通知書を交付して、これを通知するものとする。

4 警察署長は、前項の通知を行ったときは、申請者から受領事実を明らかにする書面を徴するものとする。

(合格証明書不交付の手續)

第22条 保安課長は、第14条第1項の規定による送付を受けた場合において、所要の調査を行った結果、合格証明書を交付することに支障があると認めるときは、合格証明書を交付しない旨の意見を付して、本部長に上申しなければならない。

2 保安課長は、兵庫県公安委員会が合格証明書を交付しないことを決定したときは、速やかに合格証明書不交付通知書を作成し、第14条第1項において合格証明書交付申請書等を受理した警察署長に送付しなければならない。

3 警察署長は、前項の送付を受けたときは、速やかに申請者に合格証明書不交付通知書を交付して、これを通知するものとする。

4 警察署長は、前項の通知を行ったときは、申請者から受領事実を明らかにする書面を徴するものとする。

第6章 雑則

(即応体制基準の特例の認定)

第23条 警察署長は、即応体制基準規則第2条ただし書の規定によるへき地等の特例についての申出を受けたときは、速やかにその申出の内容を保安課長に報告し、所要の調査を行った後、警備業務対象施設特例認定上申書及び関係書類に特例認定の可否に関する意見を付して生活安全部長に上申をするものとする。

2 生活安全部長は、前項の上申を受けたときは、当該警備対象施設の位置、機械警備業者の対応措置その他の事項を勘案の上、その可否を決定し、前項の申出を受けた警察署長に、その結果を示達しなければならない。

3 警察署長は、前項の示達を受けたときは、その示達の内容を口頭により、速やかに申出者に通知するものとする。

(警備業者台帳)

第24条 警察署長は、管内に営業所を有する警備業者に関する警備業者台帳を備えて、必要な事項を記載しなければならない。

2 第3条第1項において認定申請書等を受理した警察署長又は第6条において届出書等を受理した警察署長は、当該申請又は届出に係る警備業者が県内に2以上の営業所を設けると

は、県内その他の営業所の所在地を管轄する警察署の長に、警備業者台帳の写しを送付しなければならない。

(警備業者及び警備員による特異事案の報告)

第25条 警察署長は、警備業者及び警備員による特異事案を認知したときは、警備業者及び警備員による犯罪等認知報告書により生活安全部長に報告（保安課経由）をするものとする。

(様式)

第26条 この規程の施行に必要な様式については、生活安全部長が別に定める。

(補則)

第27条 この規程に定めるもののほか、法、府令、要件規則、講習規則、検定規則及び即応体制基準規則に係る法令違反行為等による行政処分の実施に関して必要な事項は、生活安全部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日本部訓令第12号)

この訓令は、令和2年3月26日から施行する。

附 則 (令和2年8月26日本部訓令第29号)

この訓令は、令和2年9月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月29日本部訓令第25号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月29日本部訓令第26号)

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日本部訓令第16号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年2月3日本部訓令第5号)

この訓令は、令和8年2月4日から施行する。